

緊急事態宣言の解除に伴うスポーツ少年団活動について

今般、9月30日(木)をもって緊急事態宣言の指定が解除され、10月1日より「社会経済活動再開に向けたガイドライン(改正版)」に基づく警戒度「4」を継続することが決定されました。

このことから10月1日(金)以降のスポーツ少年団活動につきましては、下記内容の通りとなりますので、よろしくお取り計らいください。

関係者の皆様には、様々な対応によるご負担をおかけいたしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いいたします。

記

○原則として団員の通学する学校単位での活動とし、感染防止対策を徹底した上で感染リスクの低い活動を実施する。特に10月8日(金)までの間は、個人あるいは少人数で十分な距離を確保した活動(シュート練習、サーブ練習等)にとどめる。

なお、「学校単位の活動」とは、複数の学校により構成されている団の場合、各校別々の活動を実施するなどの工夫をすることをさす。

また、長期間活動を休止した後の再開であることから、十分な準備運動を行うとともに、団員身体的負荷を考慮した活動を段階的に行うなど、団員のけが防止に十分に留意する。

○合同練習や練習試合、発表会、大会などの他団体との交流を伴う活動については、県の内外を問わず行わないこととする。

○団員が通学する学校で分散登校となった場合、活動を休止とする。

ただし、全国大会、関東大会及びその予選会等に参加する場合は、感染防止対策を徹底した上で、必要最小限の活動を可とする。

なお、活動にあたっては、感染防止に係る団指導者及び団員、保護者の意識をさらに高め、感染防止対策の徹底に一層留意していただきますよう、お願いいたします。

また、大会参加等にあたっては、保護者の同意を得て参加すること。

令和3年9月30日
群馬県スポーツ少年団
本部長 職務代行者
副本部長 松本博崇